

事業所一覧(業許可証の掲示)

事業所	住所	製販業・製造業	製販業・製造業	修理業	販売業
本社	東京都杉並区和泉一丁目 22-19	<u>動物用体外診断用医薬品 製造販売業許可証</u>	<u>動物用医療機器 製造販売業許可証</u>	<u>動物用医療機器 修理業許可証</u>	<u>動物用医薬品 卸売販売業許可証</u>
東小金井事業所	東京都東小金井市梶野町 五丁目 8-18	<u>動物用体外診断用医薬品製造業 登録証</u>	<u>動物用医療機器 製造業登録証</u>	<u>動物用医療機器 修理業許可証</u>	—
東小金井事業所 アネックス	東京都小金井市梶野町五丁目 8-27 グランツフィーノ 1 階	—	—	—	<u>動物用医薬品 卸売販売業許可証</u>
物流センター	埼玉県川口市領家五丁目 9-28	<u>動物用体外診断用医薬品製造業 登録証</u>	—	—	<u>動物用医薬品 店舗売販売業許可証</u>

動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

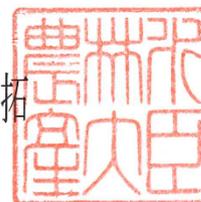
主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都杉並区和泉一丁目22-19

主たる機能を
有する事務所
の名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

許可の
有効期間 令和2年7月1日から
令和7年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた動物用体外診断用医薬品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓



第二種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名 称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都杉並区和泉一丁目22-19

主たる機能を
有する事務所
の名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

許可の
有効期間 令和2年7月1日から
令和7年6月30日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第二種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓





動物用医薬品卸売販売業許可証

氏名又は名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

営業所の名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社
及び
所在地 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

許可の有効期間 令和2年5月7日 から
令和8年5月6日 まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条第1項の規定により許可された動物用医薬品の卸売販売業者であることを証する。

東京都知事 小池 百合子



動物用体外診断用医薬品製造業登録証

氏名又は
名 称 アイデックスラボラトリーズ株式会社

製造所の
所 在 地 埼玉県川口市領家5-9-28

製造所の
名 称 アイデックスラボラトリーズ株式会社 物流センター

登 録 の
有効期間 令和5年10月17日から
令和10年10月16日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用体外診断用医薬品の製造業者であることを証す
る。

農林水産大臣 宮下 一郎

動物用医薬品店舗販売業許可証

氏名又は名称 アイデックスラボラトリーズ株式会社

店舗の名称及び所在地 アイデックスラボラトリーズ株式会社 物流センター
埼玉県川口市領家五丁目9-28

許可の有効期間 令和 6 年 7 月 18 日から
令和 12 年 7 月 17 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条第1項の規定により許可された動物用医薬品の店舗販売業者であることを証する。

埼玉県中央家畜保健衛生所長



動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

事業所の
所 在 地 東京都杉並区和泉一丁目22-19

事業所の
名 称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和2年7月13日から
令和7年7月12日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓

動物用体外診断用医薬品製造業登録証

氏名又は
名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

製造所の
所在地 東京都小金井市梶野町五丁目8番18号

製造所の
名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社 東小金井事業所

登録の
有効期間 令和7年1月1日から
令和11年12月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用体外診断用医薬品の製造業者であることを証す
る。

農林水産大臣 江藤 拓

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名 称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

製造所の
所 在 地 東京都小金井市梶野町五丁目8番18号

製造所の
名 称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社 東小金井事業所

登 録 の
有効期間 令和7年1月1日から
令和11年12月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3
第1項の規定により登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

事業所の
所在地 東京都小金井市梶野町五丁目8番18号

事業所の
名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社 東小金井事業所

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 令和7年1月1日から
令和11年12月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

農林水産大臣 江藤 拓



動物用医薬品卸売販売業許可証

氏名又は名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社

営業所の名称 アイデックス ラボラトリーズ株式会社 東小金井事
及び 業所アネックス
所在地 東京都小金井市梶野町五丁目8番27号

許可の有効期間 令和 7 年 2 月 2 5 日 から
令和 1 3 年 2 月 2 4 日 まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条第1項の規定により許可された動物用医薬品の卸売販売業者であることを証する。

東京都知事 小池 百合子

